

# トライフットボールフィールド 会則

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本クラブはトライフットボールフィールドと称します。

### 第2条(所在地)

本クラブの所在地は、兵庫県西宮市西宮浜1丁目37番とします。

### 第3条(運営・管理)

本クラブの運営・管理は、一般社団法人ディオススポーツクラブ(以下会社)が行います。

## 第2章 会員資格

### 第4条(会員資格)

1. 本クラブの会員になる為には各号の全ての条件を満たす方とします。
  - (1)本クラブの審査基準に適合し、且つクラブの会則・規則を承認順守する方。
  - (2)自己の健康維持能力を有し、且つ入会時点で健康に異常が無い方。

### 第5条(会員資格期間)

会員資格の有効期間は入会時より1ヵ年とします。

但し、第11条、第12条に該当された場合はこの限りではありません。

### 第6条(入会手続)

1. 本クラブに入会希望する方は、所定の申し込み手続を行い、本クラブの承認を得ると共に、本クラブの定める入会金(登録料)を所定の方法により納入しなければなりません。
2. 本クラブは、入会希望者に対し、医師の健康診断書又は運動に適した健康状態であることの証明書の提出を求めることが出来ます。入会希望者は、この提出を拒むことは出来ません。
3. 本クラブは、入会希望者の方に対して入会をお断りすることがあります。また、その理由を開示しないこともあります。

### 第7条(入会金)

入会金は、いかなる場合も返還されません。但し、前条2項の証明書の提出がない為入会をお断りする場合に限り返還致します。

### 第8条(除名等)

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員たる資格を一時停止、又は除名とすることが出来ます。

1. 利用料等の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合。
2. クラブの施設を故意に毀損したり秩序を乱した時。
3. 本会則その他、本クラブの定める規則に違反した時。
4. 本クラブ又は会社の名誉、信用を毀損し、又は秩序を乱した時。
5. その他会員としての品位を損なうと認められる行為のあった時。

### 第9条(会員資格の喪失)

会員は次の場合、その資格を失います。

1. 退会 2.除名 3.死亡 4.本クラブの解散

### 第10条(会員資格の譲渡禁止)

会員は、その資格を他に譲渡することは出来ません。

## 第3章 会員の権利・義務

### 第11条(会員番号)

1. 本クラブは会員に対し、会員番号(ID)を交付します。
2. 会員番号(ID)は登録された方以外に使用することは出来ません。

### 第12条(年間更新料)

1. 年間更新料は別途に定める更新料を本クラブに納入しなければなりません。
2. 更新料は原則としていかなる場合でも返還致しません。

#### 第13条(退会)

本クラブを退会する場合は、所定の手続きを取り退会するものとします。

#### 第14条(施設の利用)

1. 会員は、本クラブの施設を利用する場合は、会員番号(ID)を係員に提示しなければなりません。
2. 本クラブがレッスンスクール、特別行事等で施設を使用する場合、施設の一部又は全部について会員等の利用を制限する場合があります。
3. 本クラブ内ではスタッフの指示及び各階ご利用案内に従って頂きます。

#### 第4章 その他

#### 第15条(ゲストの利用)

1. ゲストを同伴する会員は、同伴するゲストに本会則その他、本クラブが定める会則を順守する様、指導する義務があります。
2. ゲストによる施設利用に伴う全ての料金支払い義務は、ゲストを同伴した会員に帰属致します。
3. ゲストの利用料は別途に定めます。

#### 第16条(施設の廃止、利用制限)

1. 本クラブは次の事由により、施設の一部又は全部を廃止及び利用制限することが出来ます。
  - (1)天災・災害・事故等による時。
  - (2)施設の改修の時。
  - (3)法令の制定改廃・行政指導・社会情勢・経済状況の著しい変化等、やむを得ない事由が発生した時。
2. 施設の廃止・利用制限に当たっては、予測できない場合を除き、事前に会員に通知します。
3. 施設の廃止及び利用制限があった場合、会員は補償・その他何らかの請求及び異議申立てをすることが出来ません。

#### 第17条(事故責任)

1. 会員等は、自己の責任と危険負担に於いて、本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、会員等が本クラブの施設利用に際し、生じた傷害・盗難等の事故については、一切責任を負いません。  
(会社側の過失の場合は除く)

#### 第18条(施設利用の禁止)

本クラブは、会員・ゲストを問わず次の事由に該当する方は、本クラブの施設を利用することが出来ません。

1. 伝染病患者及び伝染する恐れのある病気を持っていると思われる方。
2. 酒気を帯びた方。
3. 睡眠不足等の体調不良の方。
4. その他、本クラブの判断で、正常に本クラブの施設を利用出来ない状態にある方。

#### 第19条(変更事項)

会員は、住所又は連絡先・その他に変更があった場合には、速やかに届けなければなりません。

#### 第20条(細則)

本会則に定めていない事項及び業務遂行上必要な場合は別途、細則に定めます。

#### 第21条(改正)

本会則の改正・変更は、本クラブが定め、その効力は会員に及ぶものとします。

#### 第22条(雑則)

この会則は、平成 25 年 7 月 27 日より施行する。